

社会福祉法人神拝保育園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第21条の規定に基づき、神拝保育園役員（以下『役員』という。）に対する報酬等の支給について、定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 報酬等は、報酬及び実費弁償費とする。

- 2 報酬は、理事長に対し、月額5万円を支給する。
- 3 理事長は園に必要ある時は、出勤しなければならない。
- 4 実費弁償は、役員が役員会等の公務のため出勤した場合、1回につき5,000円を支弁する。

第3条 前項第2項に規定する報酬は、毎月25日に支給する。

但し、支給日が休日等に当たる場合は、支給日を変更することができる。

- 2 前条第4項に規定する実費弁償は、その都度支弁することを原則とする。

(その他)

第4条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

付則

この規程は、平成26年5月14日から実施する。

附則

この規程は、平成29年5月30日から実施する。

社会福祉法人神拝保育園評議員費用弁償基準について

社会福祉法人神拝保育園評議員費用弁償基準についてを次のとおり定める。

(目的)

第1条 この基準は、神拝保育園評議員に対する費用弁償基準について、定めることを目的とする。

(弁償基準)

第2条 費用弁償は、評議員が評議員会等のため出席した場合、1回につき3,000円を支弁する。

付則

この基準は、平成29年5月30日から実施する。